資料 2

今後の 住民記録・印鑑登録・戸籍附票システム 標準仕様書の修正点(案)

令和5年2月13日

目次

- 1. 実装類型見直し・横並び調整対応事項
- 2. 住民記録システム標準仕様書における主な修正内容
- 3. 印鑑登録システム標準仕様書における主な修正内容
- 4. 各標準仕様書におけるその他の修正内容
- 5. 継続検討事項

1. 実装類型見直し・横並び調整対応事項(1/5)

青字下線:追加 赤字取消線:削除

■ 実装類型見直し・横並び調整による対応事項について下記に示します。

対象箇所

	古你年任你自修正的合		
対象箇所	#	修正ポイント	各標準仕様書修正内容
実装類型	1	当該機能は操作性に関する機能であるため、全体整理のとおり、ベンダの競争領域とするため、標準オプション機能に変更する。	2.3.2 キーボードのみの画面操作 【標準オプション実装必須機能】 端末のセキュリティを確保しながら、キーボードのみでも画面操作ができる可能であること。 【考え方・理由】 キーボードのみの画面操作は、操作に成熟した職員の処理速度向上や職員の疲労度軽減のため、分科会における議論の結果、記載することとした。近年ではRPAで自動化する際、キーボード操作のコマンドを直接アプリケーションに送信することで、バックグラウンド処理で自動化が可能となるメリットもある。 本項目は全体的には画面・操作性に関するものとして削除することも考えられるが、市区町村によって業務に大きな影響を及ぼしかねない部分であることから記載しているについては標準として整理することで、これ以上のカスタマイズを抑制する。ただし、キーボードのみでの画面操作が可能な機能を実装していれば、他の操作を否定するものではない。 ※上記は住民記録システム標準仕様書の例。印鑑登録・戸籍附票システム標準仕様書における記載においても同様に修正
の見直し	2	・ 一定規模以上の自 治体において有効 な機能であると考え られることや、他の機 能においても自動取 込については同様に 一般市区町村にお いて標準オプション 機能という整理であ ることから、一般市 区町村においては 標準オプション機能 とする。	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出(オンラインによる転出届・転入(転居)予約転出・転入手続のワンストップ化) 【実装必須機能】 (前略) 職員の手を介することなく自動で、複数件の転出届情報を一括で取り込むことができること。その際、自動で処理されない文字化け、オーバーフロー等の対応を職員が確認し、修正できること。 <u>なお、当該機能は一般市区町村においては標準オプション機能とする。</u>

1. 実装類型見直し・横並び調整対応事項(2/5)

凡例 青字下線:追加 赤字取消線:削除

■ 実装類型見直し・横並び調整による対応事項について下記に示します。

対象箇所

			有無光儿类事场 于上南
刈家固川	#	修止ホイント	谷倧準仗棣書修止內谷
実装類型の見直し	3	修正ポイント ・ デジタル手続法に住民票コード後は下げることがあることが会議を表現の件とはあるという。 も対にはあるため、可能に対している。 できれることがら、標準オプション機能に変更する。	在民記録 4.2.0.7 CSから受信した住民票コード照会通知の取込 【標準オプシン実装が須機能】 CSから住民票コード照会通知を受信した場合、職員の手を介することなく自動で取込を行い、かつ、該当住民の戸籍の附票記載事項通知をCSに自動で送信できること。ただし、CSに自動送信する対象は、住民票コード照会通知に設定された4.4情報(氏名・住所・生年月日・性別)が完全に一致している住民に限ること。4.4情報の部分一致又は不一致(該当住民なし)の住民は、CSに自動送信せずに住民票コード照会通知取込エラー覧表を作成・出力し、職員が検知できること。また、取込の結果エラーとなったデータについて、手動によるCSへの戸籍の附票記載事項通知 送信機能は不要とする。 CSから受信した住民票コード照会通知に外字(住基ネット統一文字に存在しない文字。コードボイントは「D700」で連携される。)が設定されていた場合、同じく住民票コード照会通知に設定されているMJ文字図形名を基に、外字の字形や文字情報を出力できること。なお、「30.2 文字」に記載のとおり、現行の文字セット等からの円滑な移行を実現するため、当面、システム処理の便宜上、経過措置として、文字情報基盤文字によるデータとともに、変換可能文字によるデータを併用することを許容しているため、外字の字形や文字情報の出力について実装しないことも許容する。出力先は、住民票コード照会通知取込エラーー覧表への出力、画面への出力等かと方法は指定しないが、職員の手を介することなくシステムで出力できること。 【考え方・理由】 「前略】なお、デジタル手続法の施行に伴い、出生、帰化、国籍取得及び住民票コード変更時も戸籍の附票記載事項通知に住民票コードを設定し、CSを介して本籍地に連携することとなる。そのため、連携タイミングによるタイムラグはあるものの、本籍地に該当住民の住民票コードは必ず連携されることとなるため、住民票コード照会通知を使

1. 実装類型見直し・横並び調整対応事項(3/5)

青字下線:追加 赤字取消線:削除

■ 実装類型見直し・横並び調整による対応事項について下記に示します。

対象箇所

対象箇所 # 修正ポイント 各標準仕様書修正内容 ・転出証明書については、QRコード 印字機能を必須 機能としており、イ ンターフェースも含めて定義されているため、CSVデータ の取り込み時には 当該インターフェースを参照できるが、その他の届出書等はインターフェー 10.8 CSV形式のデータの取込 [実装必須機能] 異動処理等又は証明書の発行処理を行う際、CSV形式で提供された以下のデータを取り込めること。その際、任意の方法でCSV形式になったデータを取り込むことができればよい(なお、転出証明書へのQRコードの印字については、20.32.21 (転出証明書)を参照。)。 *転託証明書に記載のデータ *住民興動届に記載のデータ *住民興動届に記載のデータ *住民興動届に記載のデータ *(住民票の写し等の証明書の文付申請書に記載のデータ *(世民興力・ド券面事項(4情報等(住所・氏名・旧氏・通称・生年月日・性別)及び個人番号) (標準オブミュン機能)			口(水牛) [2] (水牛) [2] (水+1) [2] (x)	
	対象箇所	#	修正ポイント	各標準仕様書修正内容
スが規定されていないことから、実装 必須機能としても 各ベンダごとの仕 様となることが想 定されるため、標 に住民票の写し等の証明書の交付申請書に記載のデータ ・		4	いては、QRコード 印字機能を必須 機能としており、イ ンターフェースも含 めて定義されてい るため、CSVデータ の取り込み時には 当該インターフェー スを参照 届出書 等はインターフェー スが規定されてい ないことから、 というできるが、 を必須機能としても 各ベンダごとの仕 様となることが想	10.8 CSV形式のデータの取込 【実装必須機能】 異動処理等又は証明書の発行処理を行う際、CSV形式で提供された以下のデータを取り込めること。その際、任意の方法でCSV形式になったデータを取り込むことができればよい(なお、転出証明書へのQRコードの印字については、20.32.21 (転出証明書)を参照。)。 ・転出証明書に記載のデータ ・住民異動届に記載のデータ ・住民票の写し等の証明書の交付申請書に記載のデータ ・個人番号カード券面事項(4情報等(住所・氏名・旧氏・通称・生年月日・性別)及び個人番号) 【標準オプション機能】 異動処理又は証明書の発行処理を行う際、CSV形式で提供された以下のデータを取り込めること。その際、任意の方法でCSV形式になったデータを取り込むことができればよい。 ・住民異動届に記載のデータ ・住民票の写し等の証明書の交付申請書に記載のデータ ・個人番号カード券面事項(4情報等(住所・氏名・旧氏・通称・生年月日・性別)及び個人番号)

<u>青字下線</u>:追加 赤字取消線:削除

■ 実装類型見直し・横並び調整による対応事項について下記に示します。

対象箇所

対象箇所	#	修正ポイント	各標準仕様書修正内容
団体内統合宛名番号に関すること	5	・ 中間サーバーとの 連携が必要な住 民記録システムに おいては、団体内 統合宛名番号の 付番及び中間 サーバ連携に関して、横並び調整方 針のとおり追記する。	7.1.2.3 団体内統合宛名番号の付番依頼及び中間サーバーへの副本情報登録機能 【実表必須機能】 団体内統合宛名番号については、団体内統合宛名機能(「共通機能標準仕様書」に規定する団体内統合宛名機能をいう。以下同じ。)を利用して付番依頼ができること。 団体内統合宛名機能を経由して、副本情報の登録等、中間サーバーとの連携ができること。なお、中間サーバーとの連携のうち、中間サーバーから取得したURLを元にHTTPダウンロードする場合は、団体内統合宛名機能を経由せず連携すること。 また、団体内統合宛名機能からの機関別符号取得要求を受信できること。
EUCに 関すること	6	• EUCについては、 各業務システムに おいて共通的に利 用できる機能であ ることから、横並び 調整方針のとおり 追記する。	10.1 EUC機能ほか 【実装必須機能】 EUC機能(「共通機能標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。)を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。 データソース(どのデータ項目を対象とするか)は、「データ要件・連携要件標準仕様書」の「基本データリスト (住民記録システム)」に規定するデータ項目とする。 なお、機能別連携仕様にて他業務から取得しているデータ項目については、基本データリストにないデータ項目であっても、データソースの対象とする。 ※上記は住民記録システム標準仕様書の例。印鑑登録・戸籍附票システム標準仕様書における記載においても同様に修正

<u>青字下線</u>:追加 赤字取消線:削除

■ 実装類型見直し・横並び調整による対応事項について下記に示します。

対象箇所

対象箇所 # 修正ポイント 各標準仕様書修正内容
10.9 マイナポータル等との接続 【実装必須機能】 オンライン申請の申請データのうち管理が必要な項目を、申請管理機能を経由して取得できること。なお、経過措置として、「申請管理システム標準仕様書」に規定される連携方式3、4により申請管理機能を経由して取得することも許容される。また、管理が必要な項目とは、標準仕様書における管理項目を想定しているが、標準仕様書における管理項目を想定しているが、標準仕様書における管理項目を想定しているが、標準仕様書における管理項目とは、標準仕様書における管理項目を想定しているが、標準仕様書における管理項目を想定しているが、標準性様書における管理項目を想定しているが、標準性様書における管理項目とは、標準仕様書における管理項目を取得してもよい。申請管理機能がマイナポータルぴったりサービス等に対して申請処理状況(代処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス)を送信する場合に用いるため、取得した項目等を表示、出力等できること。 【対象事務】 ・転出届 ・転居予約

<u>青字下線</u>:追加 赤字取消線:削除

■ 住民記録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

き 修正ポイント

1

取消し機能において使用するキー番 号の変更

- 取消申請を行う際には、マイナポータルから(申請紐付符号ではなく)転出届、転入・転居予約情報の「受付番号」が送付されるため、この番号を用いて各届出又は申請を特定し、削除することができるよう仕様書を修正する。
- ・ 転出証明書情報の削除(4.1.1.3 「また」以降)においては、転入予 約取消申請に対しても新たな申 請紐付符号が付されることを踏ま え、(上記申請紐付符号とは異 なる)削除される対象の転入予 約情報に付された番号であることを 明示する。
- 「転出・転入手続のワンストップ化」 に係る表現の見直しに伴い、項目 名を修正。

住民記録システム標準仕様書修正内容

4.1.1.3 特例転入(オンラインによる転出届・転入(転居)予約転出・転入手続のワンストップ化) 【実装必須機能】

(前略

申請管理機能から転入予約の取消申請を受理した場合、マイナポータルで付された符号受付番号(「ぴったり サービス 外部接続インターフェース仕様書」において規定する受付番号をいう。以下同じ。) を用いて、対応する 転入予約情報を削除できること。また、転出証明書情報を取得している場合は、削除される転入予約情報に対 してマイナポータルで付された符号を用いて、対応する転出証明書情報を削除できること。

(後略)

4.1.2.2 マイナポータルからの転居予約(オンラインによる転出届・転入(転居)予約転出・転入手続のワンストップ化)

【実装必須機能】

(前略

申請管理機能から転居予約の取消申請を受理した場合、マイナポータルで付された符号受付番号を用いて、対応する転居予約情報を削除できること。

(後略)

4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出(オンラインによる転出届・転入(転居)予約転出・転入手続のワンストップ化)

【実装必須機能】

(前略)

申請管理機能から転出届の取消申請を受理した場合、既に転出処理を実施済みであるものの、住民票消除前においては、処理済みの情報を削除できること。なお、取消申請に対応できるよう、転出予定<u>年月</u>日又は転入通知受理のいずれか早い日までマイナポータルで付された符号受付番号を管理すること。

青字下線:追加

赤字取消線:削除

■ 住民記録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

修正ポイント

2

住民記録システム標準仕様書修正内容

転居届印字項目の引用元修正

・ 転居予約情報における届出人以外の世帯員の氏名等については自己申告による情報であり、入力誤りである可能性がある。転居の場合、住民記録システム内の正確な情報を引用して印字することができることから、記載を修正する。

4.1.2.2 マイナポータルからの転居予約(オンラインによる転出届・転入(転居)予約転出・転入手続のワンストップ化)

【実装必須機能】

(前略)

転居予約情報を基に、来庁予定者の受入れ事前準備として、転居予約を利用した転居届(法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届と同一様式)に必要な情報を印字した上で、出力できること。なお、転居予約情報のうち、届出人以外の転居する世帯員の氏名及び生年月日を、住民記録システム内の情報(氏名及び生年月日)と突合し、一致しない場合には、アラートを表示し、確認を促すこと。転居届に印字する氏名、氏名のフリガナ、性別、生年月日については、上記突合により一致した者の情報を、住民記録システムから引用し、印字した上で出力できること。また、新しい世帯主及び続柄が転居予約情報として取得できない場合(世帯全員が転居する場合)、転居届に印字する新しい世帯主氏名及び他の世帯員の続柄については上記突合により一致した者の情報を、住民記録システムから引用し、印字した上うえで出力できること。(後略)

青字下線:追加

赤字取消線:削除

■ 印鑑登録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

印鑑登録システム標準仕様書修正内容

修正ポイント 印鑑登録システム標準仕様書修正内容 抑止事由の内訳に関する修正 「外字作成中」については後述 3.1 異動·発行·照会抑止 (P. 15#1) 【実装必須機能】 「特別養子縁組」であっても印鑑 登録は可能であるため、内訳から 抑止事由(支援措置、外字作成中、特別養子縁組、実態調査、氏名空欄)は住民記録システムで選択さ 削除する。 れた内容が表示できること。 • 「氏名空欄」についてそもそも住民 (後略) 記録システムに情報がないため印 鑑登録は不可能であることから、 削除する。

再転入者における抑止・一時停止フラグに関する補足の追記

・ 再転入者の抑止・一時停止フラグ について、抑止・一時停止情報は 転出時の資格喪失に伴い消除されるため、転出以前の抑止・一時 停止フラグを引き継がない旨を記 載する。

2

3.1 異動·発行·照会抑止

【考え方・理由】

(前略

抑止と一時停止は、運用の意味としては異なるが、同一の項目で管理した方がシステム上管理しやすいため、同一フラグでの管理を想定している。

なお、再転入者における抑止・一時停止フラグについて、転出時に資格喪失となり抑止・一時停止情報も消える想定であることから、転出以前の抑止・一時停止フラグを引き継ぐことは想定されない。

<u>青字下線</u>:追加 赤字取消線:削除

■ 印鑑登録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

		中華史政ノ人ノム保学は依古修正的台
#	修正ポイント	印鑑登録システム標準仕様書修正内容
3	照会情報及び照会取消情報の異動履歴の管理する機能の見直し ・ 文書で照会する場合の申請情報及び取り消した照会情報に係る異動事由を新たに設けることで、印鑑登録情報の異動履歴とは区別しつつ、印鑑登録情報と同様に異動履歴を管理できるよう修正する。	1.1.1 日本人住民データの管理 1.1.2 外国人住民データの管理 (実装必須機能) (印鑑登録が成 (照会中、照会取消、登録、抹消) 1.2.2 異動事由 (実装必須機能) (中略) ○照会の事由 (4.1.4参照) ・文書による照会 ・照会の取消し (後略) 「大書による照会」は、印鑑の登録の申請があったとき、即時登録せず、文書で照会する場合の事由を指し、当該事由の際には印鑑登録状態を「照会中」とすること。「照会の取消しは、既会中の申請について登録申請者が申請を取りやめた場合又は回答期限までに回答がなかった場合等に、照会中の申請情報を取消す事由を指し、当該事由の際には印鑑登録状態を「照会取消」とすること。 (後略)

<u>青字下線</u>:追加 赤字取消線:削除

■ 印鑑登録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

	ロ				
#	修正ポイント	印鑑登録システム標準仕様書修正内容			
4	(前ページの続き)	4.1.4.1 照会中 〔実装必須機能〕 〔中略〕 文書で照会する場合の申請情報についても、1.2.1 (異動履歴の管理) にて異動履歴を管理すること。この場合の異動区分は「照会の事由」とすること。 取り消した照会中の申請情報については、1.2.1. (異動履歴の管理) にて管理する異動履歴とは別に、照会取消し情報として管理できること。 【照会取消し情報として管理・きること。 【照会取消し情報の管理・事項に当あたる項目】 ・照会情報 (4.1.4.1.参照) ・取消しの事由 ・処理日 ・入力場所 ・入力端末 【考え方・理由】 〔中略〕 また、照会情報の取消しについて、「照会中」は印鑑の登録に至っていない状態であることから異動履歴を保持しないが、住民への説明の観点等から、その異動履歴についても取り消した旨は管理できたほうがよいため、1.2.1. ・(異動履歴の管理)とは別に、照会取消し情報を管理することとした。 その他関連修正箇所 1.1.5 空欄 1.2.1 異動履歴の管理 4.1.4.4 申請者の申請取りやめに伴う照会中の取消し 4.1.4.5 期限切れによる照会中の取消し 4.1.4.6 回答登録			

<u>青字下線</u>:追加 赤字取消線:削除

■ 印鑑登録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

印鑑登録システム標準仕様書修正内容

修正ポイント

【照会中】の整理の見直し

・ 文書による照会を行い、その回答に基づき印鑑登録を行う事務処理は印鑑登録システム特有であるため、審査・決裁機能に【照会中】という分類を設けていたが、【仮登録】は異動情報のシステムへの一時保存状態(未審査又は未決済状態)のことをいい、【本登録】は異動情報を審査・決裁の後に当該異動処理が確定したことをいうという整理であるため、文書による照会に係る異動についても同様の整理とする。

印鑑登録システム標準仕様書修正内容

4.0.3 審査·決裁

【実装必須機能】

印鑑の異動(登録・抹消・修正)処理<u>に係る</u>の仮登録及び本登録を行えること。異動入力した内容は仮登録として、審査(決裁)により本登録とする。

仮登録の情報では、取消、→修正等ができ、異動処理、→印鑑登録証明書発行、→<u>印鑑の登録に関する照会</u> 書発行他業務連携については、抑止されること。

(中略)

【仮登録】

- ・異動情報がシステムに入力され、その内容がいったんシステム上に保存されているが、未審査又は審査中であり、 印鑑登録原票にまだ記載されていない状態(登録申請情報<u>又は印鑑の登録に関する照会書を発行できない</u> <u>状態</u>(印影を含む。)をシステムへ入力し、一時保存している状態)
- ・異動処理が確定されておらず、異動履歴とならない状態
- ・<mark>印鑑登録証明書交付時には、印鑑登録システムや他業務システム、また、証明書のコンビニ交付において、</mark>仮 登録中のデータに基づく証明書等は交付できないようにする<u>(コンビニ交付を含む。)</u>。

【昭会中】

- *異動情報がシステムに入力され、文書による照会を行うために審査 (決裁) を経てその内容がいったんシステム 上に保存されているが、照会中のため本登録状態に至っておらず、印鑑登録原票にまだ記載されていない状態。 *照会回答方式は、印鑑登録業務特有の仕組みであり、照会回答方式を用いる場合のみ、照会中として管理
- ・照会回答方式は、印鑑登録業務特有の仕組みであり、照会回答方式を用いる場合のみ、照会中として管理される。
- ・照会中に取消しがあった場合や、回答期限までに回答がなかった場合については、本登録状態に至っていない ため異動履歴としては管理されないが、異動履歴とは別に照会取消し情報として管理される。(取消しについ ては4.1.4.4及び4.1.4.5を参照)
- <u>・照会中のデータに基づく証明書は交付できない。</u>

5

<u>青字下線</u>:追加 赤字取消線:削除

■ 印鑑登録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

		ロ塩豆球ン人アム保存は体音修正内合
#	修正ポイント	印鑑登録システム標準仕様書修正内容
6	(前ページの続き)	4.0.3 審査・決裁 (続き) 【本登録状態】 ・異動情報がシステムに入力され、審査(決裁)を経てその内容がシステム上に保存されて、印鑑登録状態が「登録」となり印鑑登録されている状態又は印鑑登録状態が「照会中」となり、印鑑の登録に関する照会書を発行できる状態いる状態 ・確定情報となるため、証明書、印鑑の登録に関する照会書等に反映される。 【考え方・理由】 (前略) また、登録に当あたり文書による照会を実施する場合は、登録とは別に、照会を行うための仮登録及び審査(決裁)を行うことが想定されるため、「照会中」として印鑑登録状態を管理することとした。も想定される。回答があった場合には、当該「照会中」の情報をもとに審査(決裁)のうえ、印鑑登録状態を「登録」にできる。 (後略)

3. 印鑑登録システム標準仕様書における主な修正内容(6/6)

凡例

青字下線:追加

赤字取消線:削除

■ 印鑑登録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

#	修正ポイント	印鑑登録システム標準仕様書修正内容
7	印鑑登録証明書への氏名のフリガナ記載削除必要性が低いため、標準オプション機能から削除する。	20.2.1 印鑑登録証明書 【標準オプション機能】 印鑑登録証明書に記載する項目は以下のとおりとすること。 ・性別(自治体によって出力有無について選択した結果に基づくこと。) ・氏名のフリガナ(氏名の後に括弧で表示すること)

青字下線:追加

赤字取消線:削除

■ 各標準仕様書におけるその他修正点等について下記に示します。

#	修正ポイント	各標準仕様書対象箇所			
1	外字に関する記載の削除・ 文字情報基盤として整備された文字セット[※](MJ+)へ移行するにあたり、外字は住民記録システムにおいて発生しないことから、外字に関する記載を削除する。	住民記録 印鑑登録 2.1.2 検索文字入力 2.1.3 基本検索 3.1 異動・発行・照会抑止 5.8 文字溢れ対応 10.7 印刷 11.1 エラー・アラート項目			
2	検索機能の見直し空欄を許容している項目について空欄を指定できる旨を明示の上、文章の位置を変更する。過去履歴を含めた異動履歴の検索において、プリガナ、住所コード、方書を追加する。氏名及び住所の横断検索については、過去履歴を含めた異動履歴の検索と内容が重複しているため削除する。	住民記録 印鑑登録 戸籍附票 2.1.3 基本検索			
3	コンビニ交付抑止の方法変更 ・ コンビニ交付における証明書発行に限定した抑止については、成年被後見人と15歳未満の者であるため、抑止事由を別途設定せずとも管理項目の内容で自動判別することに変更する。	住民記録 印鑑登録 戸籍附票 3.1 異動·発行·照会抑止			
4	証明書における文字溢れのデフォルト対応変更・ 文字溢れが生じる場合証明書に印字する際限界まで出力することをデフォルトとし、出力時に空白を選択できることとしていたが、デフォルト対応として空白も選択できるように変更する。	住民記録 「印鑑登録 戸籍附票 5.8 			
5	「広域交付システムインタフェース仕様書」の名称変更 ・ 「広域交付システムインタフェース仕様書」の名称を「コンビニ交付システムインタフェース仕様書」 に変更したことを受けて、仕様書内においても名称を変更する。	住民記録 「印鑑登録 ア籍附票 7.2.3 個人番号カードによる証明書等の 交付			

<u>青字下線</u>:追加 赤字取消線:削除

■ 各標準仕様書におけるその他修正点等について下記に示します。

#	修正ポイント	各標準仕様書対象箇所
6	事由の生じた年月日の補足事項を正しい表記に修正 • 「1.1.5 除票」にてもともと記載のあった「転出による消除については、転出予定年月日又は転入通知に記載された転入日のいずれか早い日で消除すること。」の機能に合わせる形式に修正する。	住民記録 1.1.1 日本人住民データの管理 1.1.2 外国人住民データの管理 1.1.5 除票
7	支援を求められている事務が住民票の除票の写し等の交付の場合における、支援措置対象住所の住所種別(統合記載欄に記載された転出先住所)について補足追記 ・ 統合記載欄に記載された転出先住所についての補足事項を記載する。	住民記録 1.1.16 支援措置対象者管理
8	請求日の取り扱いの修正通知日及び申出日同様、請求日についても同一の異動履歴について入力されることはないため、 1つのデータ項目として管理することも許容する。	4.1.0.2届出日住民記録4.2.0.4戸籍届出・通知日4.2.0.5申出を受けた職権記載等
9	規定する必要がない機能の削除「転居取消」等の細かい区分に分けて管理をした場合であっても、標準仕様書で規定する異動事由にマッピングできれば問題ないことから、当該記載を削除する。	1.2.2 異動事由
10	他機能との整合を取るため修正仮登録の間においては他課等から仮登録データについて参照してはならないとしていること等をふまえ、【実装<u>不可</u>】の機能として修正する。	住民記録 4.0.8 審查·決裁

5. 継続検討事項

■ 下記事項については引き続き検討を進めてまいります。

	継続検討事項	状況と今後の方向性
1	住登外者等宛名番号管理機能(共通機能)を踏まえ た対応	現在デジタル庁において、住登外者等宛名番号管理機能について検討が進められている。 その検討を踏まえ、住民記録システムにおける機能については追記を行う予定。
2	転入時における再転入者判定の検索項目の在り方についての再検討	現在仕様書上で規定している、再転入者を判定するために用いている検索項目について、再度 検討を実施する。
3	指定都市要件の見直しを踏まえた対応	現在デジタル庁において、指定都市の標準化のために必要な機能の見直しについて検討が進められている。その検討を踏まえ、関連するシステムにおける機能については追記を行う予定。